

有機加工食品の生産行程管理者の認証手数料

認証手数料 = ①認証基本料 + ②実地検査料 + ③加算料金

① 認証基本料 : 別表1 年間売上により確認してください

別表1 <1-4. 有機加工食品>

| ランク | 料金適用基準 (年間売上) | 認証基本料 (税抜) |
|-----|---------------|------------|
| A | — | 適用なし |
| B | 1,000 万円 未満 | 90,000 円 |
| C | 5,000 万円 未満 | 110,000 円 |
| D | 3 億円 未満 | 130,000 円 |
| E | 10 億円 未満 | 150,000 円 |
| F | 30 億円 未満 | 170,000 円 |
| G | 30 億円 以上 | 190,000 円 |

※有機加工食品にはランク A は設定されていません。

別表1 注釈：共通事業場所に係る調整

| 条件 | 調整金額(税抜) |
|---|---|
| 条件 1. 【飼料認証の重複調整】 農産物、畜産物と併せて「有機飼料」の認証を取得・継続している場合で、圃場や施設等が重複しているとき | 飼料の認証基本料をランクに関わらず 30,000 円とする。 |
| 条件 2. 【同日・同一場所での実地検査】 「条件 1」に該当する場合を除き、同一事業者が複数の認証(農産、加工、輸入等)を同一場所で、かつ同日に実地検査を受けるとき | 認証基本料の合計額から 10,000 円減額 |
| 条件 3. 【外国格付表示業者の特例】 「条件 1・2」に関わらず、すでに認証を持つ事業者が「外国格付表示業者」の認証を追加する場合、または他種別と同時に取得・継続する場合 | 外国格付表示業者の認証基本手数料は、年間売上金額に関わらず最低料金区分である A ランクを適用 |

②実地検査料 : 別表2 事業所の所在地に応じて確認してください

別表 2-1 : <北海道エリア：市町村別実地検査料適用一覧>

| 振興局 | 市町村名 | 実地検査料（税抜） |
|-----|--|-----------|
| 石狩 | 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村 | 4,000 円 |
| 渡島 | 函館市、北斗市、七飯町、鹿部町、森町 | 38,000 円 |
| | 八雲町 | 31,000 円 |
| | 長万部町 | 15,000 円 |
| | 松前町、福島町 | 49,000 円 |
| | 知内町、木古内町 | 43,000 円 |
| 檜山 | 江差町、厚沢部町、乙部町 | 38,000 円 |
| | 上ノ国町 | 43,000 円 |
| | 奥尻町 | 49,000 円 |
| | 今金町、せたな町 | 31,000 円 |
| 後志 | 小樽市 | 4,000 円 |
| | 二セコ町、真狩村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村 | 10,000 円 |
| | 寿都町、黒松内町、蘭越町、留寿都村、神恵内村 | 15,000 円 |
| | 島牧村 | 31,000 円 |
| 空知 | 岩見沢市、砂川市、由仁町、長沼町、栗山町、月形町 | 4,000 円 |
| | 夕張市、美唄市、赤平市、三笠市、滝川市、歌志内市、南幌町、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町、北竜町 | 10,000 円 |
| | 芦別市、深川市、妹背牛町、秩父別町、沼田町 | 15,000 円 |
| 上川 | 旭川市、富良野市、鷹栖町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、占冠村 | 15,000 円 |
| | 士別市、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、南富良野町、和寒町、剣淵町、幌加内町 | 31,000 円 |
| | 名寄市、下川町、美深町 | 38,000 円 |
| | 音威子府村、中川町 | 43,000 円 |
| 留萌 | 留萌市、増毛町、小平町 | 15,000 円 |
| | 苫前町、羽幌町 | 31,000 円 |
| | 初山別村、遠別町、天塩町 | 38,000 円 |
| 宗谷 | 稚内市、猿払村、浜頓別町 | 49,000 円 |
| | 中頓別町、枝幸町、豊富町、幌延町 | 43,000 円 |

2026年5月1日以後に実施する実地検査より、新料金が適用となります。

株式会社 **ACCIS**

2 規程 10 有機認証手数料規程 料金表 01 有機加工食品 260430

| 振興局 | 市町村名 | 実地検査料（税抜） |
|-------|---|-----------|
| | 礼文町、利尻町、利尻富士町 | 56,000 円 |
| オホーツク | 北見市、網走市、美幌町、津別町、小清水町、大空町 | 49,000 円 |
| | 紋別市、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、興部町、雄武町 | 43,000 円 |
| | 滝上町、西興部村 | 38,000 円 |
| | 斜里町、清里町 | 56,000 円 |
| 胆振 | 苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町 | 10,000 円 |
| | 室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町 | 15,000 円 |
| 日高 | 日高町、平取町、新冠町、新ひだか町 | 15,000 円 |
| | 浦河町、様似町 | 31,000 円 |
| | えりも町 | 38,000 円 |
| 十勝 | 帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町 | 31,000 円 |
| | 士幌町、上士幌町、中札内村、更別村、大樹町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、浦幌町 | 38,000 円 |
| | 広尾町、陸別町 | 43,000 円 |
| 釧路 | 釧路市、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、鶴居村 | 49,000 円 |
| | 浜中町 | 56,000 円 |
| | 白糠町 | 43,000 円 |
| 根室 | 根室市、標津町、羅臼町 | 61,000 円 |
| | 別海町、中標津町 | 56,000 円 |

2026年5月1日以後に実施する実地検査より、新料金が適用となります。

株式会社 **ACCIS**

2 規程 10 有機認証手数料規程 料金表 01 有機加工食品 260430

別表 2-2：＜北海道外エリア：エリア別料金表＞

| 事業者の所在地が含まれるエリア | 実地検査料（税抜） |
|-----------------|-----------|
| 東北 | 70,000 円 |
| 関東 | 60,000 円 |
| 中部・北陸・近畿 | 80,000 円 |
| 中国・四国 | 90,000 円 |
| 九州 | 70,000 円 |
| 沖縄 | 120,000 円 |

別表 2-3：＜リモート検査料＞

| 区分 | 実地検査料（税抜） |
|--------|-----------|
| リモート検査 | 5,000 円 |

別表 2 補足：実地検査料の減額について

| 条件 | 実地検査料の金額（税抜） |
|---|--|
| 条件 1. 【同一事業場所での実地検査割引】 同一事業者が、複数の認証種別について認証を取得している場合、その検査を同一日程かつ同一の場所（リモート検査は同一の接続）で連続して実施した場合 | 実地検査料は、1 件分のみとし、重複して請求は行わない。 |
| 条件 2. 【複数日程・別場所で検査を行う場合】 検査を異なる日程、または異なる所在地の事業場所で行う場合（一連の検査とみなせる場合を除く） | それぞれの検査ごとに、当該事業場所の所在地に応じた実地検査料を適用する。 リモート検査の場合は、リモート検査の実施回数に応じて、適用する。 |

③加算料金関連 : 別表3 該当する項目のみ加算されます

別表 3-1 : <加算料金一覧>

| 加算項目名 | 適用条件 | 料金 (税抜) | 備考 |
|---------------|--|-------------|------------|
| a)新規認証加算 | 初めて認証を取得する年度の検査に適用する。 | 20,000 円 | |
| e)検査時間延長加算 | 標準検査時間 (4 時間) を超過した場合に 30 分ごとに適用する。 | 2,500 円 | (30 分ごと) |
| f)複数人検査加算 | 事業規模が著しく大きい等の理由で、検査員 1 名では 1 日の標準時間内に検査を完了することが困難な場合に、増員する検査員 1 名につき適用する。 | 40,000 円 | (1 人日あたり) |
| g)離島加算 | 本土と橋で繋がっておらず、定期的な航路または空路の利用が必須となる離島での実地検査に適用する。 (北海道・本州・四国・九州・沖縄本島を除く島嶼部に適用する) | 50,000 円 | (一か所ごと) |
| h)特別検査料 | 第 6 条第 3 項に定める、計画的な追加・確認検査に適用する。 | 認証基本料の 80% | 実地検査料は別途加算 |
| i)臨時検査料 | 第 6 条第 4 項に定める、緊急の実地検査に適用する。 | 認証基本料の 100% | 実地検査料は別途加算 |
| j)海外検査加算 | 海外での実地検査に適用される、旅費交通費の実費に加算する日当・手数料であり、検査員 1 名につき 1 日ごとに適用する。 | 30,000 円 | (1 人日あたり) |
| k)デザイン管理料 | 事業者が独自デザインの有機 JAS マーク入り包材を製作・使用する場合に、その表示内容の適切性を登録・管理するための年間料金として適用する。 | 10,000 円 | |
| l)早朝・夜間検査加算 | 事業者の都合により標準時間外に検査を行う場合の加算金額。検査員 1 名につき一回ごとに適用する。 早朝：午前 8：00 以前の検査開始 夜間：午後 8：00 以降に及ぶ検査 | 10,000 円 | |
| m)団体申請加算・事務局分 | 団体事務局に適用する。 | 70,000 円 | |
| n)団体申請加算・構成員分 | 構成員 1 名ごとに適用する。 | 50,000 円 | |